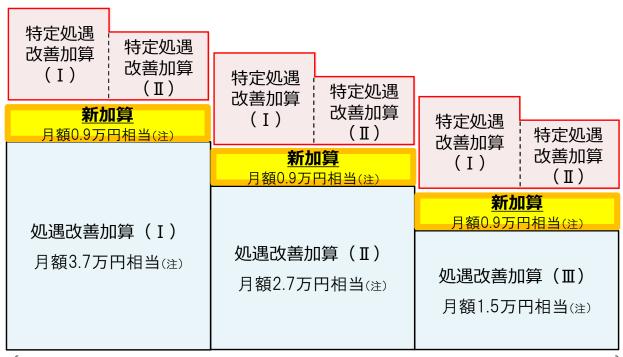
令和4年度介護報酬の改定について

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- ■対象:介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇 改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
 - ➤処遇改善加算(I)~(II)のいずれかを取得していること
 - ➤賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ 等(※)に使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

全体のイメージ



注:事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。

介護職員等**特定処遇改善加算**

- ■対象:事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - ➤処遇改善加算(I)~(II)のいずれかを取得していること
 - ▶処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を 行っていること
 - →処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を 通じた見える化を行っていること

介護職員処遇改善加算

- ■対象:介護職員のみ
- ■算定要件:以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(I)	加算(Ⅱ)	加算(皿)
キャリアパス要件のうち、	キャリアパス要件のうち、	キャリアパス要件のうち、
①+②+③を満たす	①+②を満たす	①or②を満たす
かつ	かつ	かつ
職場環境等要件	職場環境等要件	職場環境等要件
を満たす	を満たす	を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の** 実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期 に昇給を判定する仕組み**を設けること
- ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

令和4年度介護報酬改定による処遇改善加算率

○ 現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬(※1)に乗じる形で、単位数を算出。

サービス区分 (※2)	加算率
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2.4%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.1%
・通所介護 ・地域密着型通所介護	1.1%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.0%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	1.5%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.3%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	1.7%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	2.3%
・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・(介護予防)短期入所生活介護	1.6%
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0.8%
・介護療養型医療施設・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	0.5%
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	0.5%

- ※1 現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率 を乗じて算出。
- ※2 (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援は加算対象外。